

採取計画の変更認可申請書

6 採取計画の変更の認可

(1) 採取計画の変更の取扱い

- ① 採取期間の延長は法第33条の認可とする。ただし、休止届が提出されていれば、その期間のみの延長は法第33条の5第1項の変更認可とする。
- ② 認可された採取期間内において、事業実施の態様が抜本的に変更されない場合は、法第33条の5第1項の変更認可とする。たとえば、(ア)認可区域の変更（ただし、拡大する場合で変更の面積が、当初計画の30%超または1ha超の場合は、法第33条の認可）(イ)火薬類を新たに使用する場合 (ウ)プラントを増設する場合。

(2) 変更認可申請

- ① 提出書類
 - ア 採取計画変更認可申請書（様式第16）
 - イ 認可申請に必要な書面または図面のうち、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするもの。
 - ウ 手数料
奈良県手数料条例（第2条第1項）で定める金額の奈良県証紙を貼付すること。
- ② 提出先
奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課
- ③ 提出部数
正1部、副2部の計3部とし、申請区域が2以上の市町村にまたがるときは、それに応じて副の部数を増やすこと。

奈良県収入証紙はりつけ欄 (消印を押してはならない)

採取計画の変更認可申請書

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

〒
住 所

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

印

登録年月日及び登録番号

採石法第33条の5第1項の規定に基づき、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。

1. 採取計画の変更の内容

従前の採取計画の内容	変更の内容

2. 変更の理由

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。